

企業立地・本社移転
優遇制度のご案内

群馬県
未来投資・デジタル産業課

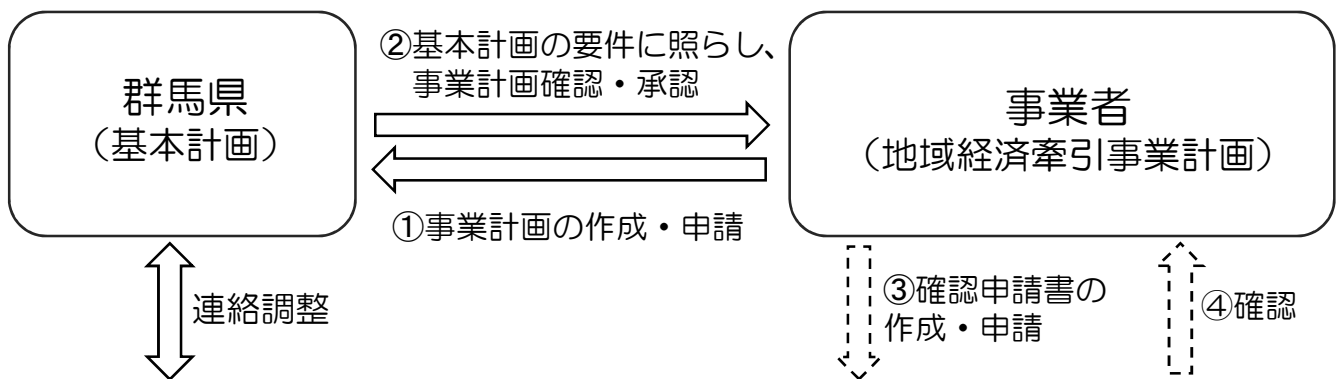
I 地域未来投資促進法 に基づく優遇措置

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経済的波及効果を及ぼす地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）を行う場合、群馬県基本計画に沿った「地域経済牽引事業計画」を作成し、知事の承認（および国の確認）を受けることで、優遇措置を活用できます。

主な優遇措置	内 容												
①地域未来投資促進 税制 (2024年度末まで)	承認された事業計画に基づいて行う設備投資に係る減税措置を講じる。 <table><thead><tr><th>対象設備</th><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械装置・器具備品</td><td>40%</td><td>4%</td></tr><tr><td>上乗せ要件(※)を 満たす場合</td><td>50%</td><td>5%</td></tr><tr><td>建物・附属設備・構築物</td><td>20%</td><td>2%</td></tr></tbody></table> <p>※直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 投資収益率かつ労働生産性の伸びが一定水準以上</p>	対象設備	特別償却	税額控除	機械装置・器具備品	40%	4%	上乗せ要件(※)を 満たす場合	50%	5%	建物・附属設備・構築物	20%	2%
対象設備	特別償却	税額控除											
機械装置・器具備品	40%	4%											
上乗せ要件(※)を 満たす場合	50%	5%											
建物・附属設備・構築物	20%	2%											
②地方税の優遇措置 (一部市町村のみ)	土地・家屋・構築物の固定資産税課税免除 (3年間) ●最低取得価格：合計取得価格1億円以上 ※農林漁業関連：5千万円以上												
③各種融資制度	県制度融資、日本政策金融公庫の低利融資												
④他事業との連携	事業計画の承認を受けた企業が、各種国補助事業（一部）の申請をする際、加点措置・優遇措置を受けられる。												

※上記①および②の優遇措置については、知事の承認のほか、国の確認が必要になります。

地域未来投資促進法における計画承認等の流れ



国（確認の要件）

- ①【通常類型】投資収益率又は労働生産性の伸びが一定水準以上
【サプライチェーン類型】（１）海外に生産拠点が集中している一定の製品を製造
（２）群馬県内の取引額の増加率が一定水準以上
- ②総投資額が2,000万円以上
- ③総投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
- ④対象事業の売上高伸び率（今後5年）が、対象事業の市場規模の伸び率（過去5年）を5%以上上回っていること
- ⑤旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ 連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については連結財務諸表における減価償却費を用いる。

地域経済牽引事業計画の承認要件（群馬県基本計画による）

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑧のいずれか）】

- ①輸送用機器（自動車、航空宇宙機器等）、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器、生産用機器等の関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②繊維、木製品、食料品・飲料等の関連産業の集積を活用した地域産業の新市場開拓分野
- ③公設試験研究機関や群馬県IoT推進研究会等の知見を活用した第4次産業革命分野
- ④「群馬がん治療技術地域活性化総合特区」として地域指定された医療機器、医薬品、ヘルスケア等の関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア分野
- ⑤長い日照時間や利根川の豊富な水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ⑥草津、伊香保、水上、四万などの温泉、スタジアム・アリーナ、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」に代表される歴史文化遺産、集客力のあるコンベンション施設等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦キャベツやきゅうり、下仁田ねぎやコンニャクイモ、上州和牛などの牛肉、豚肉、生乳などの特産物を活用した農林水産分野
- ⑧関越自動車道、東北自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道の縦横に走る高速道路網等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：4,300万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：2.5%増加 ●雇用者数：7.8%増加
- 売上げ：2.5%増加 ●雇用者給与等支給額：2.1%増加

※事業計画は、5年を超えない範囲で作成可能です。

※ 事業計画承認および国の先進性確認期限は次のとおりです。

- ・事業計画承認：施設は工事着工前、設備は取得前
- ・国の先進性確認：施設、設備ともに取得前

Ⅱ 本社機能移転・拡充優遇制度

本社機能の移転・拡充を行う場合、**地方活力向上地域等特定業務施設整備計画**を作成し、**知事の認定を受けることで、優遇措置を活用**できます。

オフィス減税 建物、附属設備、構築物の取得価額に応じた優遇制度

移転型 (東京23区からの移転)	拡充型 (東京23区外からの移転or拠点の機能拡充)
特別償却25% 又は 税額控除7%	特別償却15% 又は 税額控除4%

【適用要件】

- ・建物等の取得価格が2,500万円（中小企業者は1,000万円）以上

【限度額】

- ・税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%

【注意事項】

- ・同一建物内に本社機能業務以外の部門（工場等）を有する場合、本社機能業務に係る部分のみを床面積按分により算出
- ・親会社が取得した施設に子会社が入居した場合は対象外

雇用促進税制 対象施設における雇用者増加数に応じた優遇制度

移転型 (東京23区からの移転)	拡充型 (東京23区外からの移転or拠点の機能拡充)
最大50万円／1人の税額控除	最大30万円／1人の税額控除



移転型の追加特例

1人当たり最大3年間に
渡り40万円税額控除

【限度額】

- ・当期法人税額等の20%

【注意事項】

- ・移転型の追加特例を除き、オフィス減税との同一年度における併用不可。

県税の優遇措置 (移転型のみが対象)

税目	優遇内容
不動産取得税	課税免除
法人事業税	1年目=1/2、2年目3/4、3年目7/8に減税

【適用要件】

本社機能の特別償却設備の取得価額3,800万円（中小企業者は1,900万円）以上

対象施設

1 事務所・・・次に掲げる部門

調査・企画部門	事業・製品の企画・立案や市場調査を行う部門
情報処理部門	自社の社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行う部門
研究開発部門	基礎・応用・開発研究(設計・デザインを含む新製品の試作等)を行う部門
国際事業部門	貿易業務や海外事業の統括業務を行う部門
管理業務部門	総務、経理、人事その他の管理業務を行う部門
情報サービス部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行っている部門

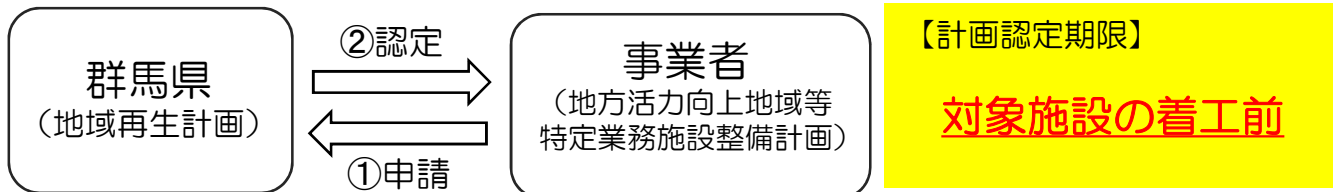
2 研究所・・・研究開発において重要な役割を担うもの

- ・工場内の研究開発施設も対象

3 研修所・・・人材育成において重要な役割を担うもの

- ・事業や業務を管理、統括、運営している業務施設
- ・登記簿上の本店である必要はなく、実質的に本社機能を有している施設
- ・生産や販売等の部門のために使用される部分は対象外

申請手続と認定要件



【主な認定要件】

- ・対象施設を新設・増設・賃貸・既存施設の用途変更により実施すること。
- ・本県地域再生計画で設定された区域内における整備計画であること。
- ・2024年3月31日までに県から計画認定を受けること。
- ・2027年3月31日までに事業を終える計画であること。
- ・事業計画に起因して従業員数が増減する全事業所において、本社機能業務に従事する従業員数が5名（中小企業は1名）増加すること。



群馬県東京事務所

群馬県東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3
都道府県会館8階
TEL.03-5212-9102 FAX.03-5212-9103



群馬県大阪事務所

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目3-1-800
大阪駅前第1ビル8階
TEL.06-6341-5303 FAX.06-6341-0225



群馬県庁



群馬県産業経済部未来投資・デジタル産業課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
11階 北フロア
TEL.027-226-3317 FAX.027-223-1197
E-mail:miraitoushi@pref.gunma.lg.jp

群馬県企業局団地課分譲室

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
28階 南フロア
TEL.027-226-3953 FAX.027-220-4426
E-mail:kdanchika@pref.gunma.lg.jp



まずは、ホームページにお越し下さい。

群馬県企業立地

検索

